別表第十二(六)

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

受贈者	ふりがな 氏名			
	住所又は居所			
	個人番号			
	生年月日	昭・平　．　．		
贈与者	氏名			
	氏名			
結婚・子育て資金管理契約に関する事項	提出事由の生じた日	提出事由	契約締結日	
	非課税拠出額(①)	結婚・子育て資金支出額(②)	管理残額の合計額(③)	残額(①−②−③)
		(内　　)		
管理残額に関する事項	死亡した贈与者の氏名	死亡年月日	管理残額	
当該結婚・子育て資金管理契約に関して既に提出した申告書	申告書の種別	提出先の税務署名	提出年月日	
		税務署		
		税務署		
		税務署		
取扱金融機関の営業所等	所在地			
	名称		法人番号	
(摘要)				

(用紙　日本工業規格　A4)

備考

1　この調書は、法第70条の２の３第14項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。

2　この調書の記載の要領は、次による。

(1)　「受贈者」の欄の

イ　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この調書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「住所又は居所」の項には、同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載すること。

ロ　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

(2)　「贈与者」の欄の「氏名」の項には、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された贈与者の氏名を記載すること。

(3)　「結婚・子育て資金管理契約に関する事項」の欄の

イ　「提出事由の生じた日」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日（受贈者が死亡したことにより終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該受贈者が死亡したことを知つた日）を記載すること。

ロ　「提出事由」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第70条の２の３第11項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。

ハ　「非課税拠出額」及び「結婚・子育て資金支出額」の項には、それぞれ当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第70条の２の３第２項第４号に規定する非課税拠出額及び同条第10項第２号に規定する結婚・子育て資金支出額を記載するとともに、結婚に際して支出する費用がある場合には、「結婚・子育て資金支出額」の項の内書きにその額（300万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第11項第２号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

ニ　「管理残額の合計額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の２の３第10項第２号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第11項第２号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)　「管理残額に関する事項」の欄の「死亡した贈与者の氏名」、「死亡年月日」及び「管理残額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合に、当該死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び当該贈与者に係る管理残額をそれぞれ記載すること。

(5)　「当該結婚・子育て資金管理契約に関して既に提出した申告書」の欄の「申告書の種別」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約に関して提出した法第70条の２の３第２項第３号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、同条第４項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書、施行令第40条の４の４第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書又は同条第34項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の別を記載すること。

(6)　贈与者が３以上ある場合には、それぞれの贈与者の氏名及び非課税拠出額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(7)　死亡した贈与者が３以上ある場合には、それぞれの死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(8)　施行令第40条の４の４第15項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時においてまだ第23条の５の４第６項第１号に定める書類の提出がなく、かつ、施行令第40条の４の４第15項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第19項前段の規定により法第70条の２の３第２項第１号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額を「(摘要)」の欄に記載すること。

3　合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。